

【公募説明会資料】

令和7年度

災害時の強靱性向上に資する

天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

「天然ガスステーション設備の機能維持・強化に係るもの」

令和7年4月

一般社団法人 都市ガス振興センター

本「公募説明会資料」は、記載内容を変更することがあります。

変更が生じた場合は、都市ガス振興センターの
ホームページにてその旨をお知らせしますので、ご注意ください。

都市ガス振興センターホームページ <http://www.gasproc.or.jp/>

申請者の皆様へお願い

一般社団法人 都市ガス振興センター（以下、センター）の補助金の原資は、経済産業省から交付決定を受けたいわゆる公的資金であり、その執行にあたっては、当然のことながらコンプライアンスの徹底と交付ルールに則らなければなりません。

センターの補助金の申請にあたっては、以下の点を十分にご理解の上、各種手続を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行うにあたっては、事前に交付規程、公募説明会資料等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを十分にご理解ください。
2. センターに提出する書類や資料においては、如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、センターは法や規程類に則り、厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたときは、センターは当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、交付済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称、および不正の内容については、ホームページ等で公表するとともに、センターの所管する新たな補助金の交付や手続代行業務を、一定期間停止する等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合は、刑事罰等が適用される可能性の有無に関して、所轄警察署に相談することがあります。

目 次

1. 事業の趣旨	2
2. 事業の内容	4
3. 事業のスキーム	7
4. 申請から交付までの流れ	8
5. 補助事業制度について	11
6. 補助事業申請に係る提出書類	17
7. 申請およびお問合せ先等について	20
◇ 交付申請書類の作成手引き	22

1. 事業の趣旨

近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっており、停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。

このため、災害発生時でも、強靱性の高い中圧ガス導管で天然ガスの供給を受ける天然ガステーションを普及させることは、従来にも増して重要性が高まっております。

また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO₂排出量が最も少ないなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも天然ガス利用設備の普及促進も着実に進めていくことが重要です。

本事業では、災害時の強靱性向上に資する天然ガステーションに対して補助金を交付することで、災害時の強靱性の向上と平時からの環境対策を図ることを目的とします。

<注意事項>

本補助金に応募いただくにあたり、下記の点にご注意いただき応募申請を行ってください。

- ① 本補助金の目的を満たす申請内容となっているかをご確認ください。

本補助金は、天然ガステーション設備の機能維持・強化を図ることを目的としております。本目的を果たす事業となっているか、補助対象となる範囲に間違いがないかをご確認ください。

- ② 事業の実施期間等具体的かつ現実的なものとなっているかをご確認ください。

近年、物流や工事に影響が見られる状況となっております。工程等を検討される際は、実施可能なスケジュールにて応募申請ください。

- ③ 申請段階における見積内容において、過不足無く適正な積算が行われているかをご確認ください。

- ④ 業務遂行にあたり、100 万円を超える委託・外注費については、金額並びに発注内容をご記載いただきます。

- ⑤ 発注先に指名停止企業等が含まれていないかを下記の経済産業省 HP にてご確認ください。

URL:https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/shimeiteishi.pdf

- ⑥ 補助事業者様には、内閣府が取り組んでいる EBPM に協力いただきます。

EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用した EBPM の推進は、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資するものです。内閣府では、EBPM を推進するべく、様々な取組を進めています。

2. 事業の内容

災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び「天然ガステーション設備の機能維持・強化を行う事業」に要する経費に対して、一部を補助するものです。

[令和7年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援補助金
補助金予算額：約4.5億円]

(1) 対象事業者

天然ガステーションの設備を有する事業者
(運輸業等で自家用使用の設備を有する事業者も対象)

(2) 対象事業

中圧ガス導管でガス供給を受けている天然ガステーション設備の機能維持・強化に係る設備に対して、以下のそれぞれの要件に適合する設備の設置等を行い、併せて費用対効果と災害時の強靱性に優れていると認められるものを対象とします。

① 交付要件

- 1) 中圧ガス導管でガス供給を受けていること
- 2) 更新または増強若しくは既存ガス圧縮機の整備をして天然ガスを主原料とするガスを使用すること
- 3) 下記の施設に該当すること
 - (ア) 貨物用天然ガス自動車（以下、「中型天然ガストラック」という。）への燃料供給に対応できること
 - (イ) 合計圧縮能力250m³/h以上のガス圧縮機が設置されていること
 - (ウ) 年間4万m³以上の天然ガスの供給量があること（見込みも含む）

※ 中型天然ガストラックへの燃料供給について

- ・ディスペンサー近傍に、長さ7.0m、幅2.0m以上の停車スペース（充填スペース）があり、かつ、そのスペースに中型天然ガストラックが出入りできること

※ 中圧ガス導管について

- ・都市ガスの中圧供給（供給約款に定める低圧の最高圧力を超える圧力）を受けていること

- ② 更新の要件は更新前設備等を廃止することです。撤去等の処置を行ってください。同様に改造を行った設備については改造前の状態に容易に戻れないよう、取り外し部品等の処分を行ってください。

※ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する財産の更新の場合は、該当する補助金の交付規程等に定める財産の処分制限に関する手続きを完了することが必要です。

③ 単年度事業です。

(3) 補助対象設備の燃料

天然ガスを主原料とするガス

(4) 補助対象範囲

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備である天然ガステーションの設備に係る設計費、既存設備撤去費、既存設備整備費、新規設備機器費（計装装置含む）、新規設備設置工事費（改造工事費含む）、敷地内ガス管敷設費（ただし、本支管工事費は除く）

① 設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費の補助対象範囲

1) 下記の設備に対する経費を対象とします。

(ア) 受電設備	(ク) 冷却散水ポンプおよび貯水槽
(イ) ガス圧縮機	(ケ) 付属配管
(ウ) 蓄ガス器	(コ) 制御装置
(エ) ディスペンサー	(サ) 障壁
(オ) ガス圧縮機用冷却装置	(シ) 万代堀
(カ) 計装空気圧縮機	(ス) キャノピー
(キ) サクションスナッパー	

2) (ア)～(ス)に加え、下記の設備に対する経費を対象とします。

- ・基礎、据付、試運転調整、舗装、排水設備、照明設備、電気工事等
- ・補助事業に必要な仮設、現場管理等

② 既存設備整備費の補助対象範囲

1) ガス圧縮機に対する経費を対象とします。

③ 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

1) ガス配管、ガス流量メータ、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とします。

2) 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則断面積比による按分相当額を対象とします。

④ 補助事業とならない工事範囲について（補助対象外扱いの工事等）（例）

1) 交付決定前に契約した事業に関する経費

- ① 見積を積算するための費用（基本設計費、調査費含む）
- ② 工期短縮のために交付決定前に契約した事前工事等

2) 定められた期限内に支払が完了しないと見込まれる事業に関する経費

- ① 納期が長く期限内の検収と支払完了ができないと見込まれるもの

3) 補助事業の目的にそぐわない工事に関する費用

- ① 植栽および外構工事
- ② その他補助事業の遂行に関係がないと判断される工事

（５）補助率

補助対象経費の 1 / 2 以内

（６）補助金上限額

0. 8 億円 / 1 補助事業

（７）交付決定

審査委員会にて、以下の内容によって採択を実施します。

○費用対効果^{※1}と災害時の強靱性^{※2}に対する審査に基づき交付先の決定を行います。

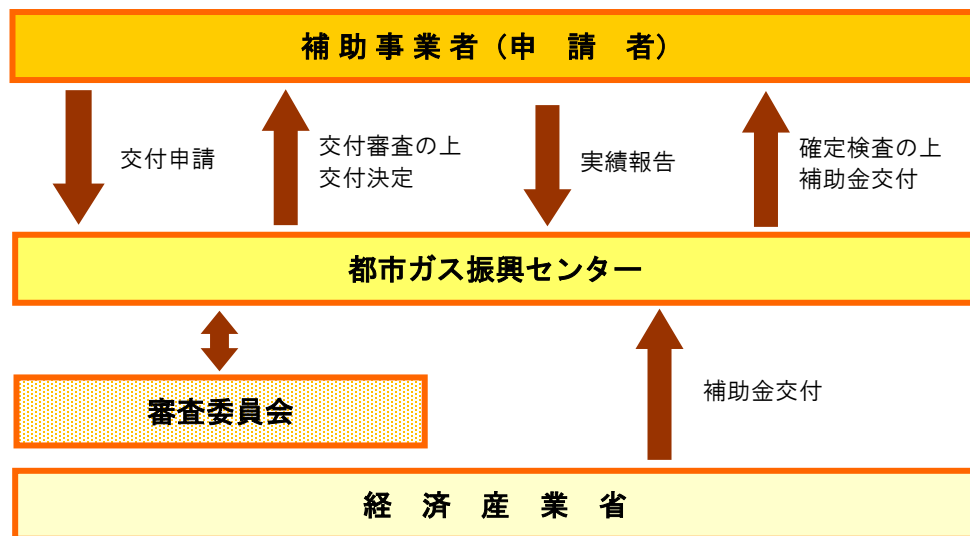
※1 費用対効果：前年度の燃料充填量[m³]÷交付補助金[千円]

※2 災害時の強靱性：防災協定、NGV 普及可能性、供給能力の増強、燃料多様性等

※3 賃金引上げ計画の表明書にて設備所有者が賃金引上げを誓約された場合、地域未来牽引企業としての目標を経済産業省に提出している場合、ワーク・ライフ・バランス等推進する企業として有効な認定を受けている事業者の場合、算出された費用対効果に対してそれぞれ加点を行います（加点上限 3.0 点）。

※4 申請金額が予算枠を超えた際には、前述の審査に基づいて補助金交付先の決定を行います。また、予算枠内であっても費用対効果等が著しく低いものについては、審査委員会により不採択等となる場合があります。

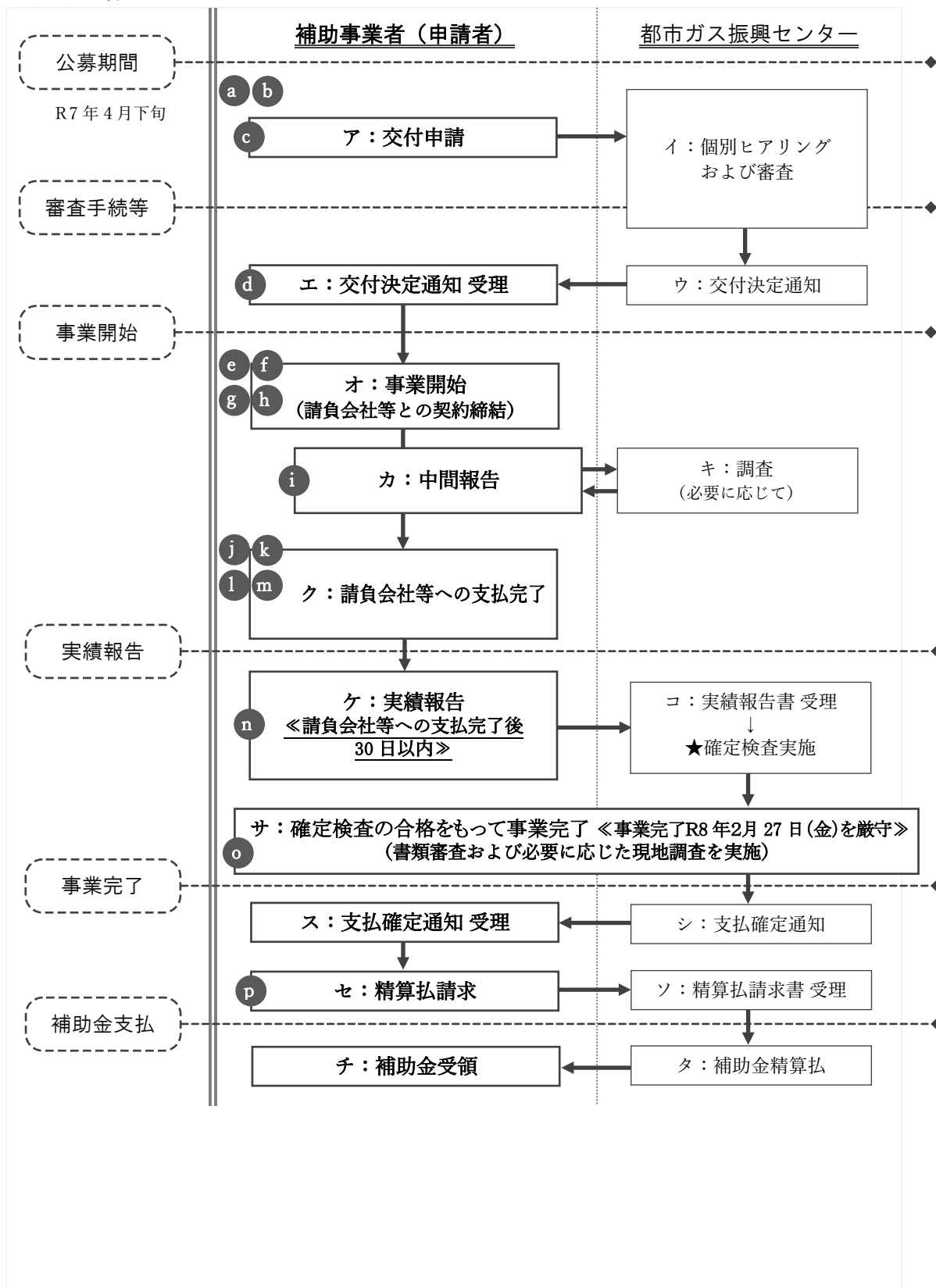
3. 事業のスキーム



4. 申請から交付までの流れ

(1) 全体フロー

※ アルファベットの丸囲みは、次ページの項目参照



(2) 交付申請準備から事業完了までの期間に補助事業者が行う業務の詳細フロー

項目	補助事業者が行う業務	備考（必要書類等）
㉑ 概算見積依頼	◇見積依頼内容、事業対象範囲等を明確にし、概算見積依頼書を作成の上、施工会社等に見積を依頼	見積依頼書
㉒ 概算見積回答	◇依頼した施工会社等から見積を受領 ◇内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか等を確認	見積書
㉓ 交付申請	◇交付申請書および必要書類を作成し、センターに提出	交付申請書等
㉔ 交付決定	◇交付決定通知書を受領	[センターより交付決定通知書を送付]
㉕ 実施見積依頼	◇競争入札（または3社以上の相見積）により、実施見積依頼書を作成の上、施工会社等に見積を依頼	見積依頼書
㉖ 実施見積回答	◇依頼した施工会社等から見積を受領 ◇内容、金額が正しいか、一式50万円以上の見積項目がないか等を確認の上、各社の比較を実施	見積書
㉗ 契約締結（事業開始）	◇最も安価な見積を提出した施工会社等と契約を締結（見積書の有効期限に注意）	契約書、または注文書・注文請書（センターに事前確認を行う事）
㉘ 施工開始	◇以降、工事の進捗を把握しながら予定期間内に完工するよう、工程管理を行う	工程表
㉙ 中間報告	◇実績報告に準じた内容をセンターに報告	実績報告書および必要書類のうち、提出可能なもの
㉚ 納品	◇施工完了後、納品書または完了届け等を受領 ◇設備が仕様通りの能力であることを確認、証明できる書類を受領	納品書または完了届、仕様書、試運転報告書等
㉛ 検収	◇契約通り施工（納品）が完了したことを確認（契約書に納品場所を記入）	受領書または検収書等
㉜ 請求受付	◇施工会社等より請求書を受領	請求書
㉝ 支払完了	◇施工会社等に費用を支払う ◇支払い証明を必ず入手	金融機関発行の振込証明
㉞ 実績報告	◇実績報告書および必要書類を作成し、センターに提出	実績報告書等
㉟ 確定検査（事業完了）	◇センターが現地にて実績報告書並びに実施した事業を検査 ◇センターの合格をもって事業完了	
㊱ 補助金請求	◇補助金をセンターに請求	精算払請求書

(3) 補助事業の計画、遂行にあたっての留意点

- ① 補助事業の遂行にあたっては、詳細フローを参考に各段階において、補助事業者自身が主体となって必要な作業を進めてください（事業の遂行は事業者の義務となります。遅延等の無いように、きちんと工程を把握し、変更等が生じた場合は速やかにセンターへご連絡ください。）
- ② 補助金の経理処理は、通常の商取引や商習慣とは異なります（納品・検収・支払い等、一般で使用する用語とは考え方が異なりますのでご注意ください）。

〔納 品〕	・受注者が、請負内容の完成物を発注者に引き渡す行為。
〔検 収〕	・納品後に発注者が、受注者からの納品物が発注通りか検査して受け取る行為
〔支払い〕	・検収完了後、発注者が受注者に対して、納品物の代金を払い渡す行為。
- ③ 補助事業を行うにあたり売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（または3社以上の相見積）により発注先を選定してください。
- ④ 発注先の選定において、競争入札（または3社以上の相見積）が著しく困難または不適当である場合は、事由発生次第、センターに発注先選定理由書を提出ください。理由書の内容や提出の時期により、センターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外される場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤ 補助事業を構成するすべての工事等（補助対象外の工事も含む）の完了、および検収と費用の支払いをもって補助事業の完了とします。
- ⑥ 確定検査および実績報告の現地調査時には、申請時のものを含む書類をもって審査を行いますので、実績報告書類を j Grants にて報告するとともに、交付申請書類ならびに実績報告書類それぞれについてファイルを作成してください（事業者の保管ファイルとなります）。
- ⑦ 確定検査および実績報告の現地調査時には、申請書類をはじめ各種書類の原本およびそのコピーの確認を行いますので、書類の原本（原本を契約先に提出する書類はそのコピー）については確実に保管してください。
- ⑧ 適宜、必要な書類を必要な時期に発行または入手し、日付の整合が図られているか確認を行いながら事業を進めてください。
- ⑨ 費用の支払い方法は「金融機関からの振込み」（出納印または銀行印が押印されたもの）とするよう手続きを行ってください（手形、割賦、相殺等は認められません）。電子振込を利用の際は、当該契約額の振り込み金額が明確となるよう資料を整備してください（出納印または銀行印の押印は必須）。
- ⑩ 期日までに到着・受信確認ができなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。
- ⑪ 必要な書類が期限までに申請（提出）されなかった場合、補助金は交付できませんのでご注意ください。

5. 補助事業制度について

令和7年度「災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金（天然ガステーション設備の機能維持・強化に係るもの）」の手続きについては、交付規程によります。交付規程、本説明会資料の内容を理解いただくとともに、以下の留意点を踏まえて申請してください。

（1）交付申請（交付規程第7条）

① 申請者について

- 1) 申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の使用者（設備を使用して生産や営業活動を行うもの）が申請する場合は、必ず設備等の所有者と共同申請としてください。申請者が複数となる場合は共同申請とし、交付申請書類に各々の役割を明確に示してください。

また、各申請者間で十分に連携を図り事業を進めてください。

【共同申請となる場合（例）】

- ・リース・賃貸借等にて共同申請する場合

- 2) その他、設備が区分所有となる場合や利害関係者が多数存在する場合等は、事前にセンターまでご相談ください。

なお、申請後は、単独申請から共同申請への変更等、申請者の追加はできません。

② 申請対象となる事業の期間について

単年度事業のため、以下に定められた期間に事業を開始、完了できる場合のみ対象となります。工程等を検討される際は、実施可能なスケジュールにて申請ください。

[事業の開始日]	・事業の開始日とは、補助事業において最初に設計、工事等の契約を締結する日。ただし、 <u>交付決定前の契約締結は認められません。</u>
[事業の完了日]	・様式に記載する事業の完了日とは、工事の完了（注）後、施工会社等への支払いが完了した日。ただし、事業を完了する期日は、実績報告書の提出が完了した後に、センターによる確定検査で合格となった日 ・令和8年2月27日（金）までに完了すること

（注）工事の完了とは、当該年度の補助事業を構成するすべての工事（補助対象外の工事も含む）の完了のことをいいます。

（2）交付決定（交付規程第8条）

センターは提出された交付申請書、実施計画書、添付書類に基づいて審査を行い、以下の事項に留意しつつ、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

- ① 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。補助金の交付は、原則、補助事業者の支払の完了後となることにご留意ください（工事の検収が完了ではありません）。

- ② 申請に係る補助事業に要する経費（設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費、既存設備整備費、敷地内ガス管敷設費）については、見積書の写しを併せて提出すること。その際、前記の6区分の経費における金額根拠が明確になるよう内訳を必ず記載すること。
- ③ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金および同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費を含まないこと。

※ 地方自治体が実施する補助金については、国が実施する補助金の対象経費に対する対応が地方自治体ごとに異なるため、該当の地方自治体に直接お問い合わせください（併用可能な補助金がある場合もあります）。

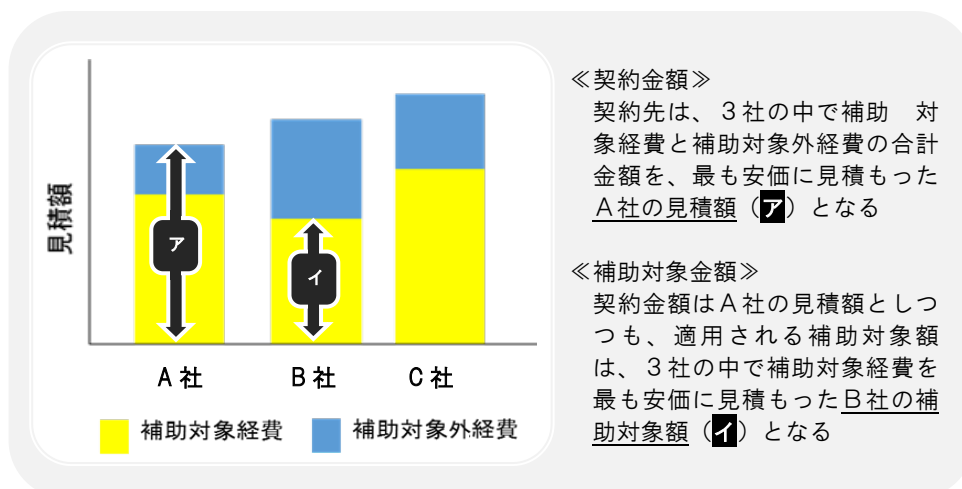
（3）補助事業を実施する上での留意事項

補助事業者および申請者が、見積の依頼、工事等の契約を締結するにあたって留意すべき点を以下に記載しますので、これらを踏まえてご対応ください。

① 見積依頼および見積について

- 1) 見積依頼は必ず書面で行うこと。その際、見積項目が一式で50万円以上（単体で50万円以上の機器を除く）とならないことを、見積依頼書に明記すること。
- 2) 見積書に一式で50万円以上の見積項目が含まれる場合は、その対象項目の内訳書を見積書に添付すること。
また、諸経費等については、その算出根拠を明記すること。
- 3) 補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（または3社以上の相見積）により発注先を選定すること。
- 4) 発注先の選定において、競争入札（または3社以上の相見積）が著しく困難または不適當である場合は、前もってセンターに発注先選定理由書を提出すること。
なお、理由書の内容や提出の時期により、センターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意ください。
- 5) 実施見積（競争入札または3社以上の相見積）後の契約については、最も安価な見積を提出した見積事業者と締結すること。
ただし、補助対象額の上限は、以下の通り最も安価な補助対象経費を提出した見積事業者の額とする。

【契約先と補助対象額の上限の捉え方】



② 契約について

- 1) 経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置（以下、停止措置）が講じられている事業者を見積の依頼、契約の相手方としないこと（契約金額が税込100万円未満のものを除く）。

なお、停止措置が講じられている事業者の一覧は、下記の経済産業省のホームページにて確認すること。

■ 経済産業省ホームページURL

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- 2) 事業開始日（契約締結日）は、交付決定日以降であること。交付決定前の事業開始は、補助事業として認められません。
- 3) 支払委託契約（金融会社等が補助事業者に代わり、工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）は、以下を条件に利用を認めるものとします。
 - ・実施計画書の「1.（2）支払方法」の“支払委託”を選択し、金融機関名称を記入すること。
 - ・申請書に支払委託契約書（案可）の写しを添付すること。この場合、金融会社を共同申請者として登録する必要はありません。なお、申請後の支払い方法の変更は認められません。
- 4) 公正な競争を担保する観点から、実施見積の依頼先である見積事業者が、施工時に“元受け・下請け”の関係になることは望ましくないため、センターが認めた場合を除き、避けること。

③ その他

- 1) リース・賃貸等の利用により、使用者と別に所有者がいる場合は、以下の点に留意すること。
 - ・補助金額が、リース料金等に反映されていること。

- ・ リース等の期間は、設備の耐用年数と合致させること。合致しない場合は、契約書に再リースする旨の特約条項等に付記すること。
 - ・ 取得財産取得日が検収日であること。
 - ・ 実績報告時までに契約が締結されていること。
- 2) 補助事業に係る工事、物品購入等に対して、当該年度中に納品・検収・支払い・実績報告・センターによる確定検査が完了すること。以上をもって事業の完了となります。
- 3) 補助事業に関する工事、物品購入等の費用の支払い方法は「金融機関からの支払い」とし、支払いの事実を証明できるもの（金融機関の振込受領書等で当該金融機関の出納印または押印のあるもの）をご用意ください。手形、割賦、相殺等は認められません。なお、金融機関に対する振込手数料は補助事業者の負担となります（電子振り込みの場合は、金融機関の証明書（出納印または押印のあるものであり、かつ補助金に係る工事代金が明示されているもの）を必ず受領してください）。
- 4) 交付申請を行う際は、事業計画スケジュールや資金計画等を十分考慮すること。
- 5) 申請の取り下げを行う場合は、交付規程第9条に則した手続きが必要となります。

（４）中間報告について

補助事業者は、令和7年11月末までに事業が完了しない場合、令和7年12月10日までに、その時点で報告可能なものを「中間報告」としてセンターへ報告してください。

（以降、適宜中間報告に書類を追加して実績報告書を仕上げていく形になります）。なお、必要に応じて中間報告に加えて、進捗状況等を確認する場合があります。

また、実施計画上、中間報告が必要と見込まれる場合は、交付申請時の発注計画書にその予定日を記入してください。

（５）実績報告および確定検査（交付規程第16、17条）

- ① 支払完了から30日以内に実績報告書をセンター宛に提出してください。
ただし、交付決定後に実施する事務通知説明会開催日以前に補助事業が完了した場合は、センターの指示に従ってください。
- ② センターは、補助事業者からの実績報告書の提出を受けて、書類審査（仕様書、見積書、契約書、納品書、検収書、請求書、振込証明書等）および現地調査等の確定検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。
- ③ 工事内容または設備能力が申請書通りでない場合等、不相当と認められる場合には、補助金不交付や減額の措置を取ります。
- ④ 補助事業において、補助対象経費の中に、補助事業者の自社製品の調達等に係る経費が計上されている場合は、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に

計上してください。

ただし、製造原価を算出することが困難な場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

（６）補助金の支払い（交付規程第１８条）

補助事業者は、センターから確定通知を受けた後に＜様式１３＞精算払請求書をセンターに提出していただきます。その後、センターより補助事業者に補助金を支払います。

（７）取得財産の管理について（交付規程第２１、２２条）

- ① 補助金で取得した資産（取得財産等）については取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、耐用年数期間内に資産を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。
- ② 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二（または第一）」に基づいて設定することを原則とします。

（８）圧縮記帳について

当該補助金の内、固定資産の取得に充てられた部分の金額については、法人税法第４２条の規定を適用することができます。ただし、既存設備の撤去費等、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第４２条の規定を適用することはできません。

（９）規定違反に対する措置について

- ① 事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）および交付規程の定めるところに従う必要があります。
- ② なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意ください。
 - １）交付規程第１９条第１項の規定による交付決定の取消、同条第２項の規定による補助金等の返還および同条第４項の規定による加算金の納付
 - ２）適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則の適用
 - ３）相当の期間、補助金等の全部または一部の交付決定を行わない
 - ４）センターが所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする
 - ５）事業者等の名称および不正の内容の公表

(10) 暴力団排除に関する誓約について

交付規程第27条に基づき、申請者は補助金の交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項（交付規程別紙）」に同意したものとします。

(11) 利用状況の報告について

交付規程第24条に基づき、補助事業の適正な管理のため補助事業の実施により取得した財産等の利用状況を、必要に応じて確認します。

(12) 補助事業概要等の公表について

交付決定後、採択分については事業者名、事業概要、事業成果等をセンターホームページに掲載します。

6. 補助事業申請に係る提出書類

本事業に応募される申請者は、公募期間内に以下の書類を提出してください。

jGrants にて申請した書類については、必ずすべてのデータの保管とファイルの作成およびファイルへの綴じ込みを行ってください。特に、概算見積等といった原本となる書類については、最終的に原本照合を実施しますので、大切に保管してください。

なお、本事業に係る申請書類については経済産業省が、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を受け、押印を求めている手続等に関して押印を不要とするための所要の規定等の整備を行ったこと（令和2年12月28日公布・施行）などを踏まえ、本事業におけるセンターの定める様式および別紙についての押印は不要とします。ただし、様式・別紙の他に必要な提出書類への押印については、申請者が定める規定・規則に則して判断することとします。

（1）交付申請書（様式第1－2）

（2）実施計画書（様式第2－2）

◇ 以下を添付

- ・申請金額整理表〔別紙②〕

補助事業に要する経費と補助対象経費に差異がある場合、当該差額の内訳を記載（ガス管按分、その他按分等の資料等）

- ・地図（施設所在地と最寄り駅または最寄りバス停が判読できるもの）

◇ 共同申請の場合は以下を添付

- ・役割分担を示す体制表
- ・実施計画書に記載した、補助事業に要する経費等の申請者別内訳〔別紙③〕
- ・実施計画書に記載した、申請者別の資金調達計画〔別紙④〕

（3）添付書類

I：発注計画書〔別紙⑤〕

- ① 申請、契約、中間報告、納品、検収、支払完了予定日等の計画を、時系列で記載（実現性のあるスケジュールを記載すること）

※ 支払完了日については、実際の完了日が予定日を超過した場合、所定の書類提出が必要となりますのでご注意ください。

II：全体配置図、設備配置図、システムフロー図、配管図、機器仕様、全ての圧縮機、前年度の燃料充填量の資料

- ① 全体配置図
 - ・対象設備の位置が明示されているもの

② 対象設備の配置図およびシステムフロー図、配管図

- ・補助対象範囲を色分け等で明示すること
- ・中型天然ガストラックへの燃料供給に対応できることを示すこと(参考資料4参照)

例1) 天然ガストラックの軌跡や設備寸法を記載した図面(ディスペンサー近傍に長さ7.0m、幅2.0m以上の停車スペース(充填スペース)があり、かつ、そのスペースに中型天然ガス自動車が出入りできること)

例2) 中型天然ガス自動車に燃料供給を実施している写真(補助事業を実施する天然ガステーション名と車の全景が写っているもの)

③ 機器仕様(メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書等)

- ・全てのガス圧縮機
- ・ガス圧縮機の整備を行う場合は、交換部品がどの部分かを明示した図面
- ・更新・増強を行う場合の設備の更新前・増強前設備
- ・更新・増強を行う場合の設備の更新後・増強後設備

④ 全ての圧縮機、更新・増強を行う設備の更新前・増強前の設置状況を示す写真及び設備本体および銘板等の写真

⑤ 前年度の燃料充填量[m³]の分かる資料

- ・対象期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 根拠資料はPOSシステム等から作成した月毎の充填量集計表または都市ガス購入量を判断できる書類(納入月、納入場所が分かる請求書または検針票の写し、ガス供給事業者が発行した証明書)

Ⅲ：見積依頼書、見積書の写し

- ・見積依頼は必ず書面にて行うこと〔別紙⑧-1〕
- ・見積書は経費の区分(設計費、既存設備撤去費、既存設備整備費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費)および補助対象経費が明確に分かるように、注釈を付記すること。
- ・すべての見積書において、提出は写しとし原本を必ず保管のこと(実績報告時に確認を行います)。

Ⅳ：会社情報

① 会社・事業所のパンフレット、役員名簿

- ・役員名簿は氏名、生年月日、会社名、役職名を記入〔別紙⑨参照〕

② 履歴事項全部証明書、前年度の財務諸表(法人の場合)

- ・履歴事項全部証明書は、発行日が申請日から3か月以内のもの(法務局で発行された謄本のコピーで可)〔参考資料7〕
- ・財務諸表については、会計期間によっては前々年度のもので可

- ③ 非営利民間団体にあつては、それらを証明する書類

V：中圧ガス導管でガス供給を受けていることを示す書類

- ① 既設ガス配管の図面、ガスメーターの写真等

VI：その他に提出が必要な書類

◇ 以下に該当する場合には、それぞれ必要な書類を提出するとともに、留意事項等を踏まえて対応ください。

- ① リースまたは賃貸借等にて共同申請する場合
- ・対象設備に関する契約書（案可）の写し
 - ・契約金額に関する料金計算書（補助金相当額が減額されていることを証明できる書類）
 - ・賃貸借においては、設備の更新により契約金額が増額されない事を証明できる書類
- ② 支払委託契約を利用の場合
- ・支払委託契約（金融会社等が補助事業者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）を利用の場合、支払委託契約書（案可）の写し
- ③ 発注先の選定に際して、競争入札（または3社以上の相見積）が著しく困難または不適当な契約を含む場合
- ・発注先選定理由書（センターへの事前相談および承認を得ること）〔別紙⑫参照〕
- ④ 賃金引上げ計画を表明の場合
- ・賃金引上げ計画の表明書〔別紙⑳〕
- ⑤ 地域未来社会牽引企業等推進事業者を表明の場合
- ・地域未来社会牽引企業等推進事業者表明書〔別紙㉑〕
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等を推進する計画を表明の場合
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進事業者表明書〔別紙㉒〕
- ⑦ 自治体と防災協定等を締結している場合、それを証明できる書類（防災協定の写し、防災協定締結証明書等）
- ⑧ 国土交通省のCNG車普及促進モデル事業や次世代自動車導入加速モデル事業の指定地域として実績がある場合、それを証明できる資料（CNG車普及促進モデル事業や次世代自動車導入加速モデル事業であることが掲載されているホームページ等（参考資料1）
- ⑨ 天然ガス以外の燃料を供給する設備との併設がある場合、それを証明できる資料（天然ガスステーションと天然ガス以外の燃料を供給する設備が含まれた図面や写真等）
- ⑩ その他
- ・審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

VII：交付申請時提出書類チェックリスト〔別紙⑬〕

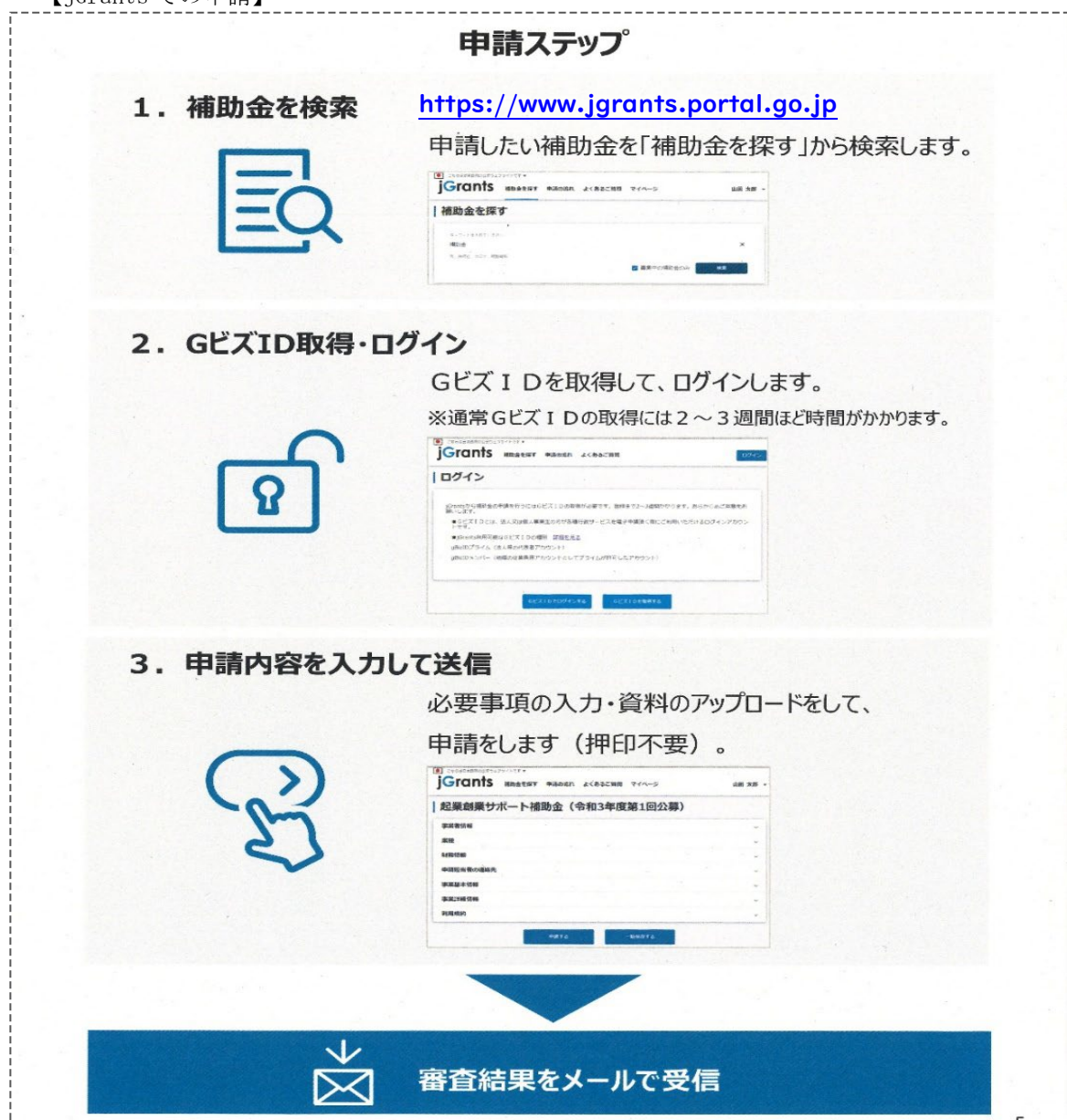
7 申請およびお問合せ先等について

(1) 申請方法

申請は原則、デジタル庁が運営する補助金の電子システム jGrants（ジェイグランツ）により行うこととします（詳細は <https://www.jgrants.portal.go.jp> 参照）。

jGrants の申請フォームより必要事項を直接入力してください。その他書類は、jGrants に電子ファイルをアップロードしてください。

【jGrants での申請】



やむを得ない理由により jGrants による申請ができない場合は、必ず申請前にセンターまでご連絡ください。センターが認めた場合に限り、電子メールでの申請を可とします。

(2) 申請期限

- ◇ jGrants での申請 : 令和7年5月26日(月) 23:59までに入力したもの
- ◇ 電子メールでの申請 : 令和7年5月26日(月) 23:59までに受信したもの

(3) お問い合わせ先

- ◇ 宛 先 : 一般社団法人 都市ガス振興センター
- ◇ 住 所 : 〒105-0004 東京都港区新橋3-7-9 川辺ビル5階
- ◇ TEL : 03-6435-7692

(4) 受付時間

- ◇ 9:00~12:00、13:00~17:20
- ※ 土・日・国民の祝日、休日・5月1日・12月29日~1月4日を除く

(5) その他

- ◇ 申請に必要な書類については、センターのホームページよりダウンロードできますので、ご利用ください。
<http://www.gasproc.or.jp/>

【個人情報の利用目的について】

本補助事業に伴い一般社団法人 都市ガス振興センターが事業者より取得した個人情報は、以下の目的に利用いたします。

- ◇ 「令和7年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金」に係る業務（ご連絡、資料送付、他の同種の国庫補助金に対する重複申請の調査等）

なお、本補助事業に伴いご提供いただいた個人情報は、法令等により定められている場合を除き、上記の目的以外で利用することはありません。

▲ ▽ ▲ ▽ 交付申請書類の作成手引き ▽ ▲ ▽ ▲

交付申請・実施計画・発注計画関係		
様式第1-2	交付申請書	23
様式第2-2	実施計画書	24
(別紙②)	(S T用) 申請金額整理表	29
(別紙③)	(S T用) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について	30
(別紙④)	(S T用) 申請者別の資金調達計画について	31
(別紙⑤)	(S T用) 発注計画書	32
[参考資料1]	CNG車普及促進モデル事業や次世代自動車導入加速モデル事業の指定地域として実績がある地域について	33
[参考資料2]	補助対象設備について	34
[参考資料3]	補助対象となる事業について	36
[参考資料4]	中型天然ガストラックへの充填可否の判断	38
[参考資料5]	日本標準産業分類	39
見積関係及び補助対象経費の考え方		
(別紙⑧-1)	(S T用) 見積依頼書	42
[参考資料6]	敷地内ガス管の補助対象経費算定方法	44
申請者内容証明関係 記入例等		
(別紙⑨)	役員名簿	46
[参考資料7]	履歴事項証明書の取得方法	47
その他		
(別紙⑩)	発注先選定理由書	48
(別紙⑪)	賃金引上げ計画の表明書	49
(別紙⑫)	地域未来牽引企業等推進事業者表明書	50
(別紙⑬)	ワーク・ライフ・バランス等推進事業者表明書	51
(別紙⑭)	(S T用) 交付申請時提出書類チェックリスト	52
(別紙⑮)	交付申請書 目次	54
[参考資料8]	(S T用) 交付申請書ファイリング例	55

(様式第1-2)

受 理 番 号 (センターで記入)					

jGrants!にファイルを添付

番 号					
申 請 日 (記入日)					
令 和	7	5	16	年	月 日

申請者の社内上申番号を
記入する(空欄可)。

令和7年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(天然ガステーションの設備)
交付申請書

募集期間内であることを確認。

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金交付規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申請者が複数の場合
下記の※を参照。

1. 申請者

法人名	株式会社虎ノ門エナジー
代表者名	虎ノ門 一郎
役 職	代表取締役社長
住 所	(105-0001) 東京都港区虎ノ門1-1-1

※記入順序は所有者、使用者、その他の順とし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

令和7年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
(天然ガスステーションの設備)
実施計画書

1. 補助事業の実施計画

(1) 実施場所

住 所	(222 - 0050) 神奈川県横浜市港北区中央1-1-1	都道府県から記載する。
最寄り駅 またはバス停	JR横浜線 新横浜駅 横浜市営バス 神奈川県庁前	〇〇線、〇〇駅等を記載する。更にバス利用の場合はバス会社、停留所名も記載する。
施設の名称	港北エコ・ステーション	
施設の所有者	株式会社虎ノ門エナジー	
既設ガス圧縮機の 合計能力と台数	500m ³ /h、2台	

(2) 支払方法

☒ 金融機関振込 ☐ リース ☐ 賃貸 ☐ 支払委託
支払委託先： ()

(3) 共同申請情報

共同申請者があれば、社名と役割(所有者、運営委託会社、その他)を記載する。

(4) その他特記事項

(5) 補助事業の概要

ディスペンサー1台(シングルタイプ)更新する。
POSシステム1セット、制御装置(防爆装置)1セットを更新する。
蓄ガス容器を250L2本を増強し10本とする。
圧縮機2台の計画的な整備を実施する。

対象設備名と実施内容(更新、増強、整備)を記載する。

2. 審査に係る事項

< a. 費用対効果 >

①前年度の燃料充填量	298,655 m ³	別途添付する充填量データから記載する。
②補助金交付申請額	12,617,000 円	「7. 補助対象経費の算出根拠」の値が自動転記される。
費用対効果 (=①/②)	23.7 m ³ /千円	①②から自動計算される。

< b. 災害時の強靱性 >

*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること。

評価項目	チェック	内容
災害時の強靱性	()	① 自治体と防災協定等を締結している。
	(○)	② 国土交通省のCNG車普及促進モデル事業または次世代自動車導入加速事業の指定地域の実績がある。
	(○)	③ 供給能力の増強、若しくは対象設備の更新・増強である。
	(○)	④ 天然ガス以外の燃料を供給する設備を併設している。

※ 実績報告時にチェックした内容を満たしていない場合、補助金が交付されません。

3. 事業実施工程表

- ・別紙「発注計画書」の通り。
- ・補助事業の開始及び完了予定日

事業	開始予定日	令和	7	年	8	月	1	日
	完了予定日	令和	7	年	12	月	16	日

開始予定日は最初の工事等の契約予定日、完了予定日は最終の支払完了予定日を記入する。

4. 補助事業後の都市ガス導管事業者

法人名	横浜瓦斯株式会社		
部署名	業務用エネルギー事業部		
(フリガナ)	ネギシ ハナコ		
担当者名	根岸 花子		
役 職	課長		
住 所	(230 - 0001) 神奈川県横浜市鶴見区鶴見2351		
電話番号	045 - 421 - 84xx	FAX番号	045 - 421 - 84xx
E-mailアドレス	h-negishi@yokohama-gas.co.jp		

5. 補助事業者の概要

法人名	株式会社虎ノ門エナジー		申請者が複数の場合は、補助対象設備を所有する予定の申請者を筆頭に記入し、続いて使用者を記入する。その他の書類についても連名で記載する場合は、この順番で記載する。
代表者名	虎ノ門 一郎		
役 職	代表取締役社長		
住 所	(105 - 0001) 東京都港区虎ノ門1-1-1		
電話番号	03 - 6435 - 38xx	FAX番号	03 - 6435 - 38xx
業 種	ガス業		
資本金※	285百万 円	従業員数	212 人
決算情報※	前年度 売上高 25,672百万 円	経常利益※	866百万 円
補助対象設備に対する申請者の役割	☒ 所有者 ☐ 運営委託会社 ☐ その他 ()		

* 各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入すること。

6. 補助事業担当窓口

申請者

法人名	株式会社虎ノ門エナジー			申請者が複数の場合は、補助対象設備を所有する予定の申請者を筆頭に記入し、続いて使用者を記入する。その他の書類についても連名で記載する場合は、この順番で記載する。
部署名	ステーション統括部 管理課			
(フリガナ)	シンバシ ゴロウ			
実施責任者名	新橋 五郎			
役 職	課長			
住 所	(105 - 0001) 東京都港区虎ノ門1-1-1			
電話番号	03 - 3564 - 76xx	FAX番号	03 - 3564 - 15xx	
E-mailアドレス	goro.shimbashi@tora-en.co.jp			

7. 補助対象経費の算出根拠

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
①-I 設 計 費	1,023,000 円	1,023,000 円	1/2	511,500 円
①-II 既存設備撤去費	512,000 円	512,000 円	1/2	256,000 円
①-III 新規設備機器費	14,815,000 円	14,815,000 円	1/2	7,407,500 円
①-IV 新規設備設置工事費	3,012,000 円	2,912,000 円	1/2	1,456,000 円
①-V 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	1/2	0 円
② 既存設備整備費	5,972,000 円	5,972,000 円	1/2	2,986,000 円
合 計	25,334,000 円	25,234,000 円		12,617,000 円

※「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。

なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

※「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。

※申請者が複数の場合、合計金額を記入してください。

金額記入欄は空欄とせず"0"を記載する

8. 資金調達計画（補助事業に要する経費）

調達先	補助金	自己資金	借入金	合 計
調達金額	12,617,000 円	11,000,000 円	0 円	25,334,000 円

※金額に消費税等は含まないこと。

※申請者が複数の場合、合計金額を記入し、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること。

9. 確認事項

*該当する項目にチェック（括弧に○を記入）すること。

()	国からの他の補助金との重複（予定含む）
()	該当する場合、補助金名称：
()	自社製品の調達等
()	資金調達計画の中で借入金を含む場合、本事業で導入する設備を担保としないこと

※補助対象経費に、国からの補助金等（補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く）。

10. 補助事業の具体的な内容

(1) 更新・増強設備詳細

設備名称	更新・増強前		更新・増強後			
	仕様	台数	仕様	更新	増強	台数
ディスペンサー (ユニット)	シングルタイプ	1	シングルタイプ	○		1
ディスペンサー (POSシステム)	GP5050対応システム	1	GP5050対応システム	○		1
制御装置 (防爆管理システム 制御装置)	GP5050用対応型	1	GP5050用対応型	○		1
蓄ガス器 (ガス容器本体)	250 L	8	250 L		○	10
参考資料2の表の設備名称を記載。 上段は「補助対象設備」の名称を記載。 下段は「構成機器・部品・構造物」の名称(該当する主なもの)を記載する。						

(2) ガス圧縮機の整備

整備台数 (2) 台

名称	メーカー	型式	能力		整備の概要
1号	加地テック(株)	XP4A-75GH	250	m3/h	グリスアップ
2号	加地テック(株)	XP4A-75GH	250	m3/h	9000時間オーバーホール
				m3/h	

(別紙②)

jGrantにファイルを添付

(S T 用) 令和7年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 申請金額整理表

見積件名	見積会社	補助事業に要する経費						補助対象経費						合計	
		①-I 設 計 費	①-II 既存設備撤去費	①-III 新規設備機器費	①-IV 新規設備 設置工事費	①-V 敷地内ガス管 敷設費	② 既存設備 整備費	合計	①-I 設 計 費	①-II 既存設備撤去費	①-III 新規設備機器費	①-IV 新規設備 設置工事費	①-V 敷地内ガス管 敷設費		② 既存設備 整備費
ディスプレイ・POSシステム 更新および蓄ガス器増強工事	南関東エンジニアリング株	1,023,000	512,000	14,815,000	3,012,000	0	0	19,362,000	1,023,000	512,000	14,815,000	2,912,000	0	0	19,262,000
圧縮機開放整備工事	シーエムピーサービス株	0	0	0	0	0	5,972,000	5,972,000	0	0	0	0	0	5,972,000	5,972,000
								0							0
								0							0
															0
合計		1,023,000	512,000	14,815,000	3,012,000	0	5,972,000	25,334,000	1,023,000	512,000	14,815,000	2,912,000	0	5,972,000	25,234,000
							補助率	補助金	511,500	256,000	7,407,500	1,456,000	0	2,986,000	12,617,000

【チェック事項：下記に該当することを確認し、必ず下記口欄に「✓」を入れて下さい】

- チェック欄

✓
- 圧縮機の整備の場合、整備完了後当該天然ガスステーションの運営を継続します。
 - 更新、増強（50万円未満除く）の場合、法定耐用年数以上の期間使用します。

補助対象外経費がある場合は、費用区分、具体的内容、金額を記載する。

※補助対象外の内訳

①-IV新規設備設置工事費、3,012,000円の内、蓄ガス器増強工事に伴う、高圧保安法関連検査費：100,000円が補助対象外費用

(S T用) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について

「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入。
但し、1円未満は切り捨てとする。

合計

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
①-I 設 計 費	1,023,000 円	1,023,000 円	1/2	511,500 円
①-II 既存設備撤去費	512,000 円	512,000 円	1/2	256,000 円
①-III 新規設備機器費	14,815,000 円	14,815,000 円	1/2	7,407,500 円
①-IV 新規設備設置工事費	3,012,000 円	2,912,000 円	1/2	1,456,000 円
①-V 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	1/2	0 円
② 既存設備整備費	5,972,000 円	5,972,000 円	1/2	2,986,000 円
合 計	25,334,000 円	25,234,000 円		12,617,000 円

「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入。
合計が「合計」の表の金額に合うよう申請者間で1円単位の切捨て切上げは調整する。

株式会社虎ノ門エナジー

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
①-I 設 計 費	1,023,000 円	1,023,000 円	1/2	511,500 円
①-II 既存設備撤去費	512,000 円	512,000 円	1/2	256,000 円
①-III 新規設備機器費	14,815,000 円	14,815,000 円	1/2	7,407,500 円
①-IV 新規設備設置工事費	3,012,000 円	2,912,000 円	1/2	1,456,000 円
①-V 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	1/2	0 円
② 既存設備整備費	0 円	0 円	1/2	0 円
合 計	19,362,000 円	19,262,000 円		9,631,000 円

株式会社港北商事

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
①-I 設 計 費	0 円	0 円	1/2	0 円
①-II 既存設備撤去費	0 円	0 円	1/2	0 円
①-III 新規設備機器費	0 円	0 円	1/2	0 円
①-IV 新規設備設置工事費	0 円	0 円	1/2	0 円
①-V 敷地内ガス管敷設費	0 円	0 円	1/2	0 円
② 既存設備整備費	5,972,000 円	5,972,000 円	1/2	2,986,000 円
合 計	5,972,000 円	5,972,000 円		2,986,000 円

(別紙④)

jGrantsにファイルを添付

(ST用) 申請者別の資金調達計画について

申請者が複数の場合、下記を参考に記入

株式会社虎ノ門エナジー

調 達 先	補 助 金	自 己 資 金	借 入 金	合 計
調達金額	9,631,000 円	9,731,000 円	0 円	19,362,000 円

株式会社港北商事

調 達 先	補 助 金	自 己 資 金	借 入 金	合 計
調達金額	2,986,000 円	2,986,000 円	0 円	5,972,000 円

(S T用) 令和7年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

発注計画書

見積依頼書における件名を記載すること

補助事業に要する経費を構成するすべての契約について、契約ごとに本紙を作成すること

件名：_____

No	年 月 日	発 注 計 画
1	令和○年○月○日	概算見積依頼 (○○(株))
2	令和○年○月○日	概算見積回答 (○○(株) : ○○, ○○○円)
3	令和○年○月○日	交付申請
4	令和○年○月○日	実施見積依頼 (予定) (○○(株)、 (株)△△、 □□(株))
5	令和○年○月○日	実施見積回答 (予定) (○○(株)、 (株)△△、 □□(株))
6	令和○年○月○日	契約締結 (予定)
7	令和○年○月○日	中間報告 (予定)
8	令和○年○月○日	納品 (予定)
9	令和○年○月○日	検収 (予定)
10	令和○年○月○日	請求 (予定)
11	令和○年○月○日	支払い完了 (予定)
12	令和○年○月○日	実績報告 (予定)
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

【参考資料 1】

CNG車普及促進モデル事業や次世代自動車導入加速モデル事業の
指定地域として実績がある地域について

以下に記載する市町村及び地域が該当する。

CNG車普及促進モデル事業

- ・北海道札幌市
- ・新潟県長岡市
- ・千葉県柏市
- ・埼玉県さいたま市
- ・神奈川県 横浜市、川崎市
- ・静岡県 富士市、富士宮市
- ・愛知県 小牧市、中部国際空港
- ・大阪府 八尾市、関西国際空港、りんくうタウン
- ・兵庫県 西宮市、尼崎市

次世代自動車導入加速モデル事業

- ・広島県 広島市

【参考資料 2】

補助対象設備について

交付規程〔別表 2－1〕の設備の構成機器・部品・構造物を下表に記載する。

補助対象設備	構成機器・部品・構造物
受 電 設 備	高圧交流開閉器、キュービクル式受変電設備
ガ ス 圧 縮 機 ※	ガス圧縮機本体、原動機及び補機（弁、圧力計、温度計、水分除去装置、圧力制御装置、吸入フィルター、吐出フィルター、インタークーラー、アフタークーラー、オイルセパレーター、潤滑油タンク、潤滑油ポンプ、サージタンク、安全弁、V ベルト）、吸入から吐出までの本体及び補機の接続配管・ホース、ベース架台、防音ボックス、防音ボックス換気設備、防音ボックス照明設備、原動機側制御盤及び付属電気設備
蓄 ガ ス 器 ※	ガス容器本体、弁、安全弁、圧力計、温度計、圧力制御装置、接続配管、ガス容器取付架台、カバー、照明設備
ディスペンサー ※	流量計、弁、圧力計、温度計、圧力制御装置、充填ホース、緊急離脱カップラー、充填カップラー、表示器、接続配管・ホース、POS システム
ガス圧縮機用 冷 却 装 置	冷却塔、ポンプ、熱交換器、ファン、原動機、接続配管・ホース
計装空気圧縮機	計装空気圧縮機本体、原動機及び補機、接続配管・ホース
サ ク シ ョ ン ス ナ ッ パ ー	サクシヨンスナッパータンク、弁、安全弁、圧力計、圧力制御装置、フィルター
冷却散水ポンプ 及 び 貯 水 槽	冷却散水ポンプ、原動機及び補機、貯水槽及び付属品
付 属 配 管	高圧ガス製造設備に係るガス配管（フレームアレスター、放散管、弁等の付属品を含む）、冷却散水設備用配管（弁、散水ノズル等の付属品を含む貯水槽以降及び貯水槽への給水配管）、計装空気配管（弁等の付属品を含む）
制 御 装 置	圧縮機・蓄ガス器・ディスペンサー・冷却散水ポンプ・計装空気圧縮機・防爆管理システムの制御装置、ガス漏れ検知警報設備、感震設備、制御盤ボックス
障 壁	高圧ガス保安法により、設置が必要となる障壁
万 代 堀	高圧ガス保安法における天然ガスタンドの境界線を明示し、関係者以外の立入を防止する為、重要な機器への車両の衝突を防止する為、天然ガスタンドの保安の確保に影響する設備を関係者以外のものが安易に操作できないように防護する為、及び条例等に定める騒音基準を満たす為の堀等（コンクリート堀の他、ブロック堀、ネットフェンス、バリケード、チェーンポール等を含む）
キ ャ ノ ピ ー	キャノピー本体

※ 補足：ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサーにおいて其々以下のように定義する。

✓ ガス圧縮機ユニット

ガス圧縮機とガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、サクションスナッバー、付属配管、制御装置、これらの設備の全て又は一部を一体化し、電気工事を含めて事前に工場等で組み立てた設備。

✓ 蓄ガス器ユニット

蓄ガス器と付属配管、制御装置、これらの設備の全て又は一部を一体化し、電気工事を含めて事前に工場等で組み立てた設備。

✓ ディスペンサーユニット

ディスペンサーと付属配管、制御装置、これらの設備の全て又は一部を一体化し、電気工事を含めて事前に工場等で組み立てた設備。

【参考資料 3】

補助対象となる事業について
(設備の更新・増強と圧縮機の整備)

(1) 設備の更新・増強

- ・ 更新とは：既存の設備を撤去して同種同一機能の新規の設備を設置すること。
- ・ 増強とは：既存の設備に追加して同種の設備を増設すること、または既存の設備を撤去して同種であるが機能（容量や能力等）が向上した新規の設備を設置すること。

補助対象設備	該当する内容
受 電 設 備	・ 高圧交流開閉器の更新・増強 ・ キュービクル式受変電設備の更新・増強
ガ ス 圧 縮 機	・ ガス圧縮機ユニットの更新・増強 ・ ガス圧縮機本体の更新・増強
蓄 ガ ス 器	・ 蓄ガス器ユニットの更新・増強 ・ ガス容器本体の更新・増強
ディスペンサー	・ ディスペンサーユニットの更新・増強 ・ POS システムの更新・増強
ガス圧縮機用 冷 却 装 置	・ 冷却塔の更新・増強 ・ 熱交換器の更新・増強
計装空気圧縮機	・ 計装空気圧縮機本体の更新・増強
サ ク シ ョ ン ス ナ ッ パ ー	・ サクシヨンスナッパータンクの更新・増強
冷却散水ポンプ 及 び 貯 水 槽	・ 冷却散水ポンプの更新・増強 ・ 貯水槽の更新・増強
付 属 配 管	・ 高圧ガス製造設備に係るガス配管の更新・増強 ・ 冷却散水設備用配管の更新・増強 ・ 計装空気配管の更新・増強
制 御 装 置	・ 圧縮機・蓄ガス器・ディスペンサー・冷却散水ポンプ・計装空気圧縮機・防爆管理システムの制御装置の更新・増強 ・ ガス漏れ検知警報設備の更新・増強 ・ 感震設備の更新・増強 ・ 制御盤ボックスの更新・増強
障 壁	・ 高圧ガス保安法により、設置が必要となる障壁の更新・増強
万 代 堀	・ 高圧ガス保安法における天然ガススタンド（本補助事業では天然ガスステーションと呼称）の境界線を明示し、関係者以外の立入を防止する為、重要な機器への車両の衝突を防止する為、天然ガススタンドの保安の確保に影響する設備を関係者以外のものが安易に操作できないように防護する為、及び条例等に定める騒音基準を満たす為の堀等の更新・増強
キ ャ ノ ピ ー	・ キャノピー本体の更新・増強

※ 上記更新・増強作業に必要とされる部品の交換作業等も補助対象に該当する。

(2) ガス圧縮機の整備：ガス圧縮機の構成機器・部品の点検・調整・交換を行うこと

圧縮機メーカーが定める計画的な整備（開放検査等）や主要部品の調整・加工・交換、それらに必要な仮設、試運転調整、現場管理などが補助対象に該当する。（下記 1） 2） の例を参照）
ただし、注記①・②の項目は対象外とする。

1) 圧縮機メーカーが定める計画的な整備の項目例

吸入弁・吐出弁の点検、吸入弁・吐出弁の交換、ピストンリングの点検、ピストンリングの交換、ライダーリングの交換、ピストンの点検、ピストンの交換、シリンダの加工、逆止弁の分解整備、オイルセパレーターエレメントの交換、フィルターエレメントの交換、V ベルトの交換、冷却ファンベルトの交換、冷却ファンプーリの交換、冷却ファンプーリベアリングのグリスアップ、冷却ファンモーターベアリングの交換、冷却水ポンプの分解整備・交換、換気扇モーターのグリスアップ、駆動用モーターのグリスアップ、遮断弁の分解整備、メカニカルシールの交換、軸受のグリスアップ、軸受の交換、フロースイッチの交換、リリーフ弁の分解整備、圧力計の交換、クランクケース入替、潤滑油の交換、冷却水の交換、ガスケット・パッキンの交換

2) 主要部品の例

原動機及び補機（弁、圧力計、温度計、水分除去装置、圧力制御装置、吸入フィルター、吐出フィルター、インタークーラー、アフタークーラー、オイルセパレーター、潤滑油タンク、潤滑油ポンプ、サージタンク、安全弁、V ベルト）、吸入から吐出までの本体及び補機の接続配管・ホース、ベース架台、防音ボックス、防音ボックス換気設備、防音ボックス照明設備、原動機側制御盤及び付属電気設備

注記)

- ①高圧ガス保安法、電事法等による法定点検・検査・報告に関する費用
- ②予備品・準備品の確保に関する費用の全て

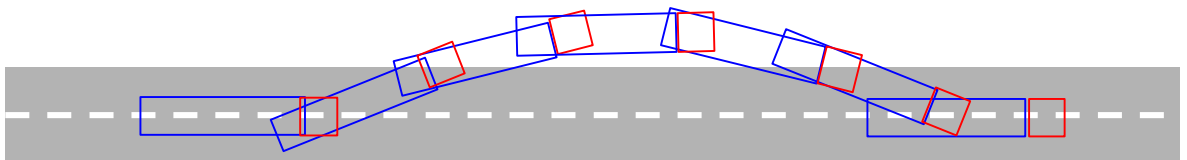
中型天然ガストラックへの充填可否の判断

- 天然ガススタンド図面に中型天然ガストラック巡回軌跡図を反映した書面等を用いて、中型天然ガストラックに燃料充填が可能かどうかを判断する。

<評価基準>

- ① 中型天然ガストラックがスタンド敷地内に駐車できること

⇒CNG ディスペンサの近傍(充填ホースが車両に届く範囲内)に、7m 以上 × 2m 以上の停車スペースを天然ガススタンド内に確保できること



日本標準産業分類(平成25年10月改定)

分類	業種	業種分類
農業、林業		
A01	農業	製造業その他
A02	林業	製造業その他
漁業		
B03	漁業(水産養殖業を除く)	製造業その他
B04	水産養殖業	製造業その他
鉱業、採石業、砂利採取業		
C05	鉱業、採石業、砂利採取業	製造業その他
建設業		
D06	総合工事業	製造業その他
D07	職別工事業(設備工事業を除く)	製造業その他
D08	設備工事業	製造業その他
製造業		
E09	食料品製造業	製造業その他
E10	飲料・たばこ・飼料製造業	製造業その他
E11	繊維工業	製造業その他
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	製造業その他
E13	家具・装備品製造業	製造業その他
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	製造業その他
E15	印刷・同関連業	製造業その他
E16	化学工業	製造業その他
E17	石油製品・石炭製品製造業	製造業その他
E18	プラスチック製品製造業	製造業その他
E19	ゴム製品製造業	製造業その他
E20	なめし革・同製品・毛皮製造業	製造業その他
E21	窯業・土石製品製造業	製造業その他
E22	鉄鋼業	製造業その他
E23	非鉄金属製造業	製造業その他
E24	金属製品製造業	製造業その他
E25	はん用機械器具製造業	製造業その他
E26	生産用機械器具製造業	製造業その他
E27	業務用機械器具製造業	製造業その他
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	製造業その他
E29	電気機械器具製造業	製造業その他
E30	情報通信機械器具製造業	製造業その他
E31	輸送用機械器具製造業	製造業その他
E32	その他の製造業	製造業その他
電気・ガス・熱供給・水道業		
F33	電気業	製造業その他
F34	ガス業	製造業その他
F35	熱供給業	製造業その他
F36	水道業	製造業その他

情報通信業		
G37	通信業	製造業その他
G38	放送業	サービス業
G39	情報サービス業	サービス業
G40	インターネット付随サービス業	製造業その他
(映像・音声・文字情報制作業)		
G410	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
G411	映像情報制作・配給業	サービス業
G412	音声情報制作業	サービス業
G413	新聞業	製造業その他
G414	出版業	製造業その他
G415	広告制作業	サービス業
G416	映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業	サービス業
運輸業、郵便業		
H42	鉄道業	製造業その他
H43	道路旅客運送業	製造業その他
H44	道路貨物運送業	製造業その他
H45	水運業	製造業その他
H46	航空運輸業	製造業その他
H47	倉庫業	製造業その他
H48	運輸に付随するサービス業	製造業その他
H49	郵便業(信書便事業を含む)	製造業その他
卸売業、小売業		
I50	各種商品卸売業	卸売業
I51	繊維・衣服等卸売業	卸売業
I52	飲食料品卸売業	卸売業
I53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	卸売業
I54	機械器具卸売業	卸売業
I55	その他の卸売業	卸売業
I56	各種商品小売業	小売業
I57	織物・衣服・身の回り品小売業	小売業
I58	飲食料品小売業	小売業
I59	機械器具小売業	小売業
I60	その他の小売業	小売業
I61	無店舗小売業	小売業
金融業、保険業		
J62	銀行業	製造業その他
J63	協同組織金融業	製造業その他
J64	貸金業、クレジットカード業等非貯金信用機関	製造業その他
J65	金融商品取引業、商品先物取引業	製造業その他
J66	補助的金融業等	製造業その他
J67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	製造業その他
不動産業、物品賃貸業		
K68	不動産取引業	製造業その他
(不動産賃貸業・管理業)		
K690	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
K691	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)	製造業その他
K692	貸家業、貸間業	製造業その他
K693	駐車場業	サービス業
K694	不動産管理業	製造業その他
K70	物品賃貸業	サービス業

学術研究、専門・技術サービス業		
L71	学術・開発研究機関	サービス業
L72	専門サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
L73	広告業	サービス業
L74	技術サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
宿泊業、飲食サービス業		
M75	宿泊業	サービス業
M76	飲食店	小売業
M77	持ち帰り・配達飲食サービス業	小売業
生活関連サービス業、娯楽業		
N78	洗濯・理容・美容・浴場業	サービス業
(その他の生活関連サービス業)		
N790	管理、補助的経済活動を行う事業所	サービス業
N791	旅行業	製造業その他
N792	家事サービス業	サービス業
N793	衣服裁縫修理業	サービス業
N794	物品預り業	サービス業
N795	火葬・墓地管理業	サービス業
N796	冠婚葬祭業	サービス業
N799	他に分類されない生活関連サービス業	サービス業
N80	娯楽業	サービス業
教育、学習支援業		
O81	学校教育	サービス業
O82	その他の教育、学習支援業	サービス業
医療、福祉		
P83	医療業 ※1	サービス業
P84	保健衛生	サービス業
P85	社会保険・社会福祉・介護事業	サービス業
複合サービス業		
Q86	郵便局	サービス業
Q87	協同組合(他に分類されないもの)	サービス業
サービス業(他に分類されないもの)		
R88	廃棄物処理業	サービス業
R89	自動車整備業	サービス業
R90	機械等修理業	サービス業
R91	職業紹介・労働者派遣業	サービス業
R92	その他の事業サービス業	サービス業
R93	政治・経済・文化団体	サービス業
R94	宗教	サービス業
R95	その他のサービス業	サービス業
R96	外国公務	サービス業
公務(他に分類されるものを除く)		
S97	国家公務	製造業その他
S98	地方公務	製造業その他
分類不能の産業		
T99	分類不能の産業	製造業その他

※1 医療法人は、中小企業者ではありません

南関東エンジニアリング株式会社 御中

依頼日：令和7年5月9日

見積依頼書

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成して下さい。

株式会社虎ノ門エナジー
ステーション統括部
管理課
新橋 五郎

見積件名	ディスペンサー・POSシステム更新、蓄ガス器増強工事 及び既存ガス圧縮機整備工事	
納入場所	株式会社虎ノ門エナジー 港北エコ・ステーション	
工期	令和7年8月1日～令和7年12月16日	
見積書提出期限	令和7年5月15日	
引き合い仕様書	有り	無し
添付図面	有り	無し
見積条件		
見積内容は下記①-I～V、②のとおりであり、経費は①-I～V、②に分類して記載すること。一式で50万円以上の場合、見積項目の内訳を記載すること(単体で50万円以上の機器除く)。また、値引きの際は、どの見積項目に対して行うか明確に表示すること。 ①-I 設計費 ディスペンサー・POSシステム更新および蓄ガス器増強工事の設計費用 ①-II 既存設備撤去費 既存ディスペンサー及びPOSシステムの電気配線、通信配線 ①-III 新規設備機器費 ディスペンサー1台、POSシステム一式、電気配線、通信配線 蓄ガス容器250L 2本 ①-IV 新規設備設置工事費 機器の運搬、搬入、据え付け、試運転調整、各種配管、 電気工事に必要な費用 ①-V 敷地内ガス管敷設費(該当なし) ② 既存設備整備費 既存ガス圧縮機の点検、検査、部品の交換、調整、加工、試運転調整 現場管理に必要な費用 ※法定検査に伴う費用は補助対象外とする。		

見積条件等

1. 見積条件

1	見積書に記載する件名は、見積依頼書の見積件名を使用すること
2	見積区分は、設計費、既存設備撤去費、既存設備整備費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費の区分に分類すること。 6区分毎に補助対象と対象外を明確にすること
3	引き合い仕様書や図面等を添付し見積範囲を明確にすること。 また、導入設備仕様については、メーカー・型式は指定しないこと。
4	一式50万円以上の見積項目が含まれている場合は見積項目の内訳を記載すること (単体で50万円以上の機器は除く)
5	出精値引き、値引き等の表記はせず、値引き後の金額を見積内訳に記載すること
6	見積項目ごとに、補助対象経費と対象外の区分を明確にすること 補助対象経費の合計を明示すること ※補助対象範囲について、見積依頼者の確認を受けること
7	見積書には、見積有効期限、納期または工期、支払条件の項目を必ず記載すること
8	按分計算にて補助対象範囲を算出した場合、根拠資料を添付すること
9	見積書、見積内訳書の電子データ（EXCELファイル）も提出すること
10	業務遂行にあたり100万円を超える委託・外注費については、金額並びに発注内容を記載。
11	発注先に指名停止企業等が含まれていないかを下記の経済産業省HPにて確認のこと。 URL: https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/shimeiteishi.pdf

2. 補助対象経費として計上する場合、補足説明が必要な見積項目

	見積項目	解説
1	一般管理費、諸経費	見積項目●●に対する諸経費▲▲%等の補足を記載すること
2	端数処理	見積項目●●に対する端数処理の補足を記載すること
3	交通費	利用日数、経路、利用者数、金額(単価)等を記載すること
4	宿泊費	宿泊の利用日数、利用者数、金額(単価)等を記載すること

3. 敷地内ガス管の按分方法について

本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共通する配管がある場合には、原則、断面積比による按分相当額を補助対象経費として計上すること
※計算シートあり。事前にセンターへ連絡のこと

【参考資料 6】 敷地内ガス管の補助対象経費算定方法

敷地内ガス配管敷設工事で、対象設備と対象外設備（将来増設用分岐バルブ設置含む）に接続する工事を行う場合は、**断面積比按分**にて補助対象経費を決定する。

- まず、専用配管と共用配管について個別に見積を行うか、一括見積の中で専用配管、共用配管、および対象外配管についての区分費用を明確にすることが可能な場合、以下の方法で按分します。

【配管例での敷地内ガス管の補助対象経費算出】

【配管例】						
区間	適用	管種	口径 (A)	延長 (m)	【計算例 1】 区間見積	【計算例 2】 一括見積
①	専用	G	50A	4.0m	100,000円	
②	専用	G	80A	5.0m	200,000円	
③	対象外	G	50A	4.0m	100,000円	
④	共用	G	80A	5.0m	200,000円	
⑤	専用	G	50A	4.0m	100,000円	
⑥	共用	G	80A	10.0m	400,000円	
⑦	共用連続	G	100A	18.0m	900,000円	
合計					2,000,000円	2,000,000円

表1 口径と断面積 (G)

口径	断面積 (cm ²)
6A	0.332
8A	0.664
10A	1.27
15A	2.03
20A	3.66
25A	5.98
32A	10.0
40A	13.6
50A	22.0
65A	36.2
80A	51.1
90A	68.2
100A	87.0
125A	134.0
150A	189.0
175A	255.0
200A	329.0
225A	413.0
250A	507.0
300A	729.0
350A	906.0
400A	1200.0
450A	1530.0
500A	1900.0

(JIS配管用炭素鋼管G3452
1997 による計算値)

表2 口径と断面積 (P E)

口径	断面積 (cm ²)
25	5.8
30	9.2
50	19.0
75	42.0
100	73.9
150	166.0
200	285.0
300	605.0

(JIS K 6774 1998による計算値)

尚、表1、2に記載のない実使用のガス管の断面積を用いても可。
その場合は、根拠資料等の添付必須。

一 【計算例 1】

各区間対象断面積の算出

対象断面積：共用配管の断面積のうち、対象設備に供される仮想断面積。対象外配管は0cm²。

区間① 対象断面積 = 22.0cm² (断面積)

区間② 対象断面積 = 51.1cm² (断面積)

区間③ 対象断面積 = 0cm²

区間④ 対象断面積 = 区間④の断面積 × (区間②の対象断面積 + 区間③の対象断面積) ÷ (区間②の断面積 + 区間③の断面積)
= 51.1 × (51.1 + 0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 35.7211 cm² (小数点第5位以下四捨五入)

区間⑤ 対象断面積 = 22.0cm² (断面積)

区間⑥ 対象断面積 = 区間⑥の断面積 × (区間④の対象断面積 + 区間⑤の対象断面積) ÷ (区間④の断面積 + 区間⑤の断面積)
= 51.1 × (35.7211 + 22.0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 40.3495 cm² (小数点第5位以下四捨五入)

区間⑦ 対象断面積 = 区間⑦の断面積 × 区間⑥と同様の按分 (共用連続)
= 87.0 × (35.7211 + 22.0) ÷ (51.1 + 22.0)
= 68.6968 cm² (小数点第5位以下四捨五入)

補助対象経費 = ①見積金額 + ②見積金額 + ④見積金額 × $\frac{\text{④の対象断面積}}{\text{④の断面積}}$ + ⑤見積金額

+ ⑥見積金額 × $\frac{\text{⑥の対象断面積}}{\text{⑥の断面積}}$ + ⑦見積金額 × $\frac{\text{⑦の対象断面積}}{\text{⑦の断面積}}$

= 100,000円 + 200,000円 + 200,000円 × $\frac{35.7211\text{cm}^2}{51.1\text{cm}^2}$ + 100,000円

+ 400,000円 × $\frac{40.3495\text{cm}^2}{51.1\text{cm}^2}$ + 900,000円 × $\frac{68.6968\text{cm}^2}{87.0\text{cm}^2}$

= 1,566,312 円 (小数点以下切り捨て)

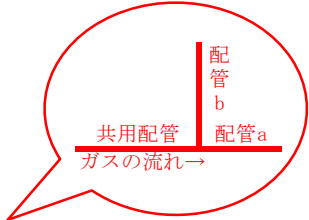
2. 次に、専用配管、共用配管、および対象外配管と分割して見積が不可能な場合は、一括の見積金額を配管口径、配管延長、および配管断面積より按分します。

【按分手順】

- A. 配管区間の専用・共用・対象外の配管区分を明確にする
- B. アイソメ図、あるいは配管模式図に区間毎の口径、および延長を記載
- C. 配管区間毎の口径×延長を算出
- D. 区間割合の算出

区間割合 = $\frac{\text{区間 (口径} \times \text{延長)}}{\text{全区間 (口径} \times \text{延長) の合計}} \times 100$

- E. 【按分前】区間割当費用の算出
【按分前】区間割当費用 = 敷地内ガス管敷設費 × 区間割合
- F. 区間配管口径の断面積の確認 (前項表1、2参照)



- G. 対象断面積の算出
 - ・専用配管対象断面積 = 断面積
 - ・共用配管対象断面積 = 共用配管実断面積 $\times \frac{\text{分岐後aの対象断面積} + \text{分岐後bの対象断面積}}{\text{分岐後aの断面積} + \text{分岐後bの断面積}}$
 - ・対象外配管対象断面積 = 0cm²

- H. 【按分後】区間割当費用の算出
【按分後】区間割当費用 = 【按分前】区間割当費用 $\times \frac{\text{対象断面積}}{\text{断面積}}$

補助対象経費は、H. 【按分後】区間割当費用合計の小数点以下を切り捨てし決定

【配管例での敷地内ガス管の補助対象経費算出】

【計算例2】

配管例の断面積按分計算を按分手順 A～Hに基づき、表にまとめると以下の通りとなります。

敷地内ガス管敷設費 2,000,000 円

区間	A	B		C		D	E	F	G	H
	適用	管種	口径 (A)	延長 (m)	口径×延長	区間割合	【按分前】 区間割当費用 (円)	断面積 (cm ²)	対象断面積 (cm ²)	【按分後】 区間割当費用 (円)
①	専用	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	22.0000	100,000.0
②	専用	G	80	5.0	400.0	10.0000%	200,000.0	51.1	51.1000	200,000.0
③	対象外	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	0.0000	0.0
④	共用	G	80	5.0	400.0	10.0000%	200,000.0	51.1	35.7211	139,808.6
⑤	専用	G	50	4.0	200.0	5.0000%	100,000.0	22.0	22.0000	100,000.0
⑥	共用	G	80	10.0	800.0	20.0000%	400,000.0	51.1	40.3495	315,847.4
⑦	共用連続	G	100	18.0	1,800.0	45.0000%	900,000.0	87.0	68.6968	710,656.6
⑧										
⑨										
⑩										
合計					4,000.0	#####	2,000,000.0			1,566,312.6

- G. 各区間対象断面積の算出
 - 区間① 対象断面積 = 22.0cm² (断面積)
 - 区間② 対象断面積 = 51.1cm² (断面積)
 - 区間③ 対象断面積 = 0cm²
 - 区間④ 対象断面積 = 区間④の断面積×(区間②の対象断面積+区間③の対象断面積)÷(区間②の断面積+区間③の断面積)
= 51.1×(51.1+0)÷(51.1+22.0)
= 35.7211cm² (小数点第5位以下四捨五入)
 - 区間⑤ 対象断面積 = 22.0cm² (断面積)
 - 区間⑥ 対象断面積 = 区間⑥の断面積×(区間④の対象断面積+区間⑤の対象断面積)÷(区間④の断面積+区間⑤の断面積)
= 51.1×(35.7211+22.0)÷(51.1+22.0)
= 40.3495cm² (小数点第5位以下四捨五入)
 - 区間⑦ 対象断面積 = 区間⑦の断面積×区間⑥と同様の按分 (共用連続)
= 87.0×(35.7211+22.0)÷(51.1+22.0)
= 68.6968cm² (小数点第5位以下四捨五入)

敷地内ガス管敷設費補助対象経費 1,566,312 円 (小数点以下切り捨て)

(別紙⑨)

申請時時点の役員名簿を提出すること

jGrantsにファイルを添付

役員名簿

※会社・事業所のパンフレット、履歴事項全部証明書、前年度財務諸表、非営利団体についてはそれらを証明する書類を添付すること

[illegible]

【作成上の注意点】

- ※ 地方自治体の場合は、役員名簿は作成不要
- ※ 共同申請の場合は、各社分の役員名簿を作成すること

【参考資料 7】履歴事項全部証明書取得方法（法務局ホームページより）

- ・「①全部事項証明書（謄本）」の履歴事項証明書（閉鎖されていない登記事項の証明）にレ印をつけ、各法務局で交付申請して下さい。

会社法人用		登記事項証明書 登記簿謄抄本 交付申請書 概要記録事項証明書	
※ 太枠の中に書いてください。		支局・出張所	年 月 日 申請
窓口に來られた人 (申請人)	住所 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 フリガナ コウノ タロウ 氏名 甲 野 太 郎	収入印紙欄	
商号・名称 (会社等の名前)	法 務 商 事 株 式 会 社	収入印紙	
本店・主たる事務所 (会社等の住所)	東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号	収入印紙	
会社法人等番号	0 1 0 1 - 0 1 - 0 0 0 0 0 1		
※ 必要なものの□にレ印をつけてください。		※ 分かっている場合には、記載してください	
請 求 事 項		請求通数	
①全部事項証明書（謄本） ☒ 履歴事項証明書（閉鎖されていない登記事項の証明） ※現在効力がある登記事項に加えて、当該証明書の交付の請求があった日の3年前の日の属する年の1月1日から請求があった日までの間に抹消された事項等を記載したものです。 ☐ 現在事項証明書（現在効力がある登記事項の証明） ☐ 閉鎖事項証明書（閉鎖された登記事項の証明） ※当該証明書の交付の請求があった日の3年前の属する年の1月1日より前に抹消された事項等を記載したものです。		1 通	
②一部事項証明書（抄本） ☐ 履歴事項証明書 ☐ 現在事項証明書 ☐ 閉鎖事項証明書 ※ 商号・名称区及び会社・法人状態区はどの請求にも表示されます。		※ 必要な区を選んでください。 ☐ 株式・資本区 ☐ 目的区 ☐ 役員区 ☐ 支配人・代理人区 ※2名以上の支配人・参事等がある場合で、その一部の者のみを請求するときは、その支配人・参事等の氏名を記載してください。 (氏名) ☐ その他 ()	
③代表者事項証明書 （代表権のある者の証明） ※2名以上の代表者がいる場合で、その一部の者の証明のみを請求するときは、その代表者の氏名を記載してください。 (氏名)		通	
④コンピュータ化以前の閉鎖登記簿の謄抄本 ☐ コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿謄本 ☐ 閉鎖謄本 (年 月 日閉鎖) ☐ 閉鎖役員欄 (年 月 日閉鎖) ☐ その他 ()		通	
⑤概要記録事項証明書 ☐ 現在事項証明書（動産譲渡登記事項概要ファイル） ☐ 現在事項証明書（債権譲渡登記事項概要ファイル） ☐ 閉鎖事項証明書（動産譲渡登記事項概要ファイル） ☐ 閉鎖事項証明書（債権譲渡登記事項概要ファイル） ※請求された登記記録がない場合には、記録されている事項がない旨の証明書が発行されます。		通	
交付通数	交付枚数	手数料	受付・交付年月日

(乙号・6)

※証明書発行請求機が設置されている登記所においては、発行請求機を操作することにより本交付申請書を作成することができます。その場合には、本交付申請書を記載していただく必要はありません。詳しくは<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji11.html>（法務省ホームページ）を御覧ください。

収入印紙は割印をしないでここに貼ってください。
(登記印紙も使用可能)

令和〇年〇月〇日

一般社団法人
都市ガス振興センター 御中

発注先選定理由書

申請者	見積依頼書の件名を記載すること
見積件名	
発注予定先	□□社
提出理由	
選定理由	注)本理由書を使用する場合は、事前に都市ガス振興センターへ必ず問合せください。 センター内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。 <u>合理的理由として原則認められない例</u> ・導入したい設備の代理店なので ・メーカーに直接見積を取るのが最も安価だから ・構内業者だから ・施工の信頼性が高いから ・対応が早いから ・ガス供給会社だから

(別紙 ⑳)

受 理 番 号 (センターで記入)					

jGrantsにファイルを添付

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

共同申請の場合、
設備所有者が提出すること

申請者
(法 人 名)
(代表者名)
(住 所)

令和7年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
賃金引上げ計画の表明書

令和7年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
を申請するにあたり、下記のとおり令和 年度に賃金引上げを行う事を誓約します。

記

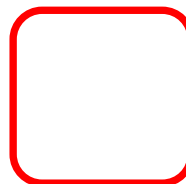
1. 補助事業完了時まで、従業員の平均賃金支給額を増額いたします。
2. 実績報告時には、賃上げを行ったことを証明する書類を提出いたします。

以上

令和 年 月 日

法人名

代表者名



印

(別紙29)

受 理 番 号 (センターで記入)					

jGrantsにファイルを添付

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

申請者
(法 人 名)
(代表者名)
(住 所)

令和7年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
地域未来牽引企業等事業者表明書

令和7年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金を申請するにあたり、下記記載の制度の対象事業者であることを表明いたします。

記

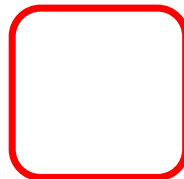
1. 地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出している事業者
 2. 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画（公募締切日が当該計画の実施期間であるものに限る）を作成し、都道府県からの承認を受けている事業者
- ※2. を選択した場合は、都道府県知事が発出する地域経済牽引事業計画の承認通知文の写しをあわせて提出すること。

以上

令和 年 月 日

法人名

代表者名



(別紙③)

受 理 番 号 (センターで記入)					

jGrantsにファイルを添付

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

共同申請の場合、
設備所有者が提出すること

申請者
(法 人 名)
(代表者名)
(住 所)

令和7年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金
ワーク・ライフ・バランス等推進事業者表明書

令和7年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金を申請するにあたり、
下記記載の制度の対象事業者であることを表明いたします。

記

1. ワーク・ライフ・バランス等推進に有効な認定を受けている事業者
- ・健康経営優良法人（経済産業省）
 - ・くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定（厚生労働省）
 - ・ユースエール認定（厚生労働省）
 - 等

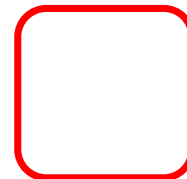
※上記の場合は、認定を受けていることを証明する認定書の写し等をあわせて
提出すること。

以上

令和 年 月 日

法人名

代表者名



印

(別紙⑬)

(S T 用) 交付申請時提出書類チェックリスト (1 / 2)

項 目		確認
1. 交付申請書		
1-1	「申請日」は、公募期間内となっているか	
1-2	申請者は、(共同申請時は全申請者分) 正しく記載されているか	
2. 実施計画書		
2-1	実施場所住所、最寄駅、施設名称、施設の所有者、既存ガス圧縮機的能力等は正しく記載されているか	
2-2	実施計画書に補助事業の具体的な内容は正しく記載されているか	
2-3	請負会社等への支払方法は、該当するものにチェックがされているか	
2-4	共同申請の場合、社名、役割等が記載されているか	
2-5	補助事業の概要は、更新・増強・整備のどれに該当するか、対象設備、台数等が適切に記載されているか	
2-6	年間(R6.4.1～R7.3.31)の天然ガス充填量は、正しく記載されているか、根拠となる資料と値が一致しているか	
2-7	費用対効果は、正しく計算されているか	
2-8	災害時の強靱性について、正しくチェックされ、それぞれチェックした項目根拠となる資料が添付されているか	
2-9	「補助事業の開始予定日」は請負会社等との契約予定日となっており、「発注計画書」の記載と合致しているか	
2-10	「補助事業の完了予定日」は請負会社等への支払い完了予定日(令和8年2月27日以前)となっているか	
2-11	都市ガス導管事業者が適切に記載されているか	
2-12	補助事業者の概要(共同申請時は全申請者分、業種、資本金、従業員)は正しく記載されているか、申請者の役割にチェックがあるか	
2-13	補助事業担当窓口は、(共同申請時は全申請者分) 正しく記載されているか	
2-14	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額は見積書と整合性がとれ、正しく算出されているか	
2-15	各経費の欄に金額がない場合は、空欄とせず0と記載されているか	
2-16	資金調達計画の補助金と補助金交付申請額が一致しており、補助事業に要する事業と合計額が一致しているか	
2-17	国からの他の補助金と重複(予定含む)場合はチェック及び補助金名が記載されているか	
2-18	共同申請の場合、別紙③(申請者別経費等内訳)、別紙④(申請者別資金計画)は添付されているか	
2-19	別紙②(申請金額整理表)が添付されているか。チェック欄にチェックしたか	
3. 発注計画書		
3-1	「補助事業の開始予定日」から「完了予定日」までのスケジュールが明記されているか	
3-2	「補助事業の開始及び完了予定日」は「様式第2_実施計画書」の記載と合致しているか	
3-3	「補助事業の開始予定日」(請負会社等との契約予定日)が交付決定日以降であるか	
3-4	「補助事業の完了予定日」(請負会社等への支払い完了予定日)は令和8年2月27日以前であるか	
4. 更新・増強前後設備及び既存設備整備に関する図面(全体図、平面配置図、立面配置図、システムフロー図、配管図)		
4-1	全体配置図(対象設備の位置が明示されており、都市ガス配管の引込位置、周辺道路の状況が分かるもの)があるか	
4-2	配置図(平面、立面)により中型天然ガストラックへの供給に対応できるかを確認できるか (長さ7.0m・幅2.0m以上のスペースが、車の出入りと充填場所で確保できることを軌跡と寸法にて明示しているか)	
4-3	4-2で根拠が示せない場合、中型天然ガストラック充填時の写真が添付されているか	
4-4	配置図、システムフロー図で、補助対象範囲が色分けされ明示されているか、名称、仕様が確認できるか	
5. 更新・増強前後の機器仕様・図面及び既存設備の整備についての機器仕様・図面の書類		
5-1	メーカー、型式、定格能力等を明記した仕様書等の写しがあるか	
5-2	付属品、部品等の取替え及び、交換をする場合は、どの部分が対象かを明示した図面があるか	
6. 更新・増強前設備の設備状況を示す写真		
6-1	更新・増強・既存設備整備に関わる部分の写真が全て添付されているか	
6-2	銘板がある場合、その拡大写真が添付されているか	
7. 前年度の燃料充填量の分かる資料		
7-1	事業者が作成した月毎の燃料充填量の集計表は添付されているか	
7-2	月毎の都市ガス購入量を判断できる書類は添付されているか	

(S T 用) 交付申請時提出書類チェックリスト (2 / 2)

項 目		確認
8. 見積依頼書、見積書の写し		
8-1	見積依頼書の写しは添付されているか	
8-2	見積依頼書は、全項目が記載され、経費区分毎に仕様および工事内容が十分に表現されているか	
8-3	見積書に日付(依頼日以降)の記載があるか	
8-4	見積書の宛名、件名、納入場所、工期は見積依頼書と一致しているか	
8-5	補助経費の区分が見積書に記入されているか、一式50万円以上の項目は明細が明示されているか	
8-6	見積書に補助対象外の項目がある場合は、金額が明示されているか	
9. 会社情報		
9-1	会社・事業所のパンフレット、役員名簿がそろっているか。役員名簿は規程の書式か	
9-2	申請者が法人にあつては、申請日から3か月以内である履歴事項全部証明書の写しが添付されているか	
9-3	申請者が法人にあつては、直近の財務諸表が添付されているか	
9-4	地方自治体等及び非営利民間団体にあつては、それらを証明する書類が添付されているか	
10. 中圧ガス導管でガス供給を受けていることを示す書類		
10-1	既設ガス配管の図面、ガスメーターの写真等が添付されているか	
11. 該当する場合に添付が必要な書類		
11-1	[リース・賃貸借等による申請]契約書(案可)の写し、料金計算書等	
11-2	[支払委託契約による申請]支払委託契約書(案可)の写し	
11-3	[競争入札によらずに発注先選定する場合]発注先選定理由書(認められた場合のみ)	
11-4	自治体と防災協定等を締結している場合、それを証明する書類(防災協定証明書等)	
11-5	国土交通省のCNG車普及促進モデル事業や次世代自動車導入加速モデル事業の指定地域として実績がある場合、それを証明できる資料 (CNG車普及促進モデル事業や次世代自動車導入加速モデル事業のホームページ等)	
11-6	天然ガス以外の燃料を供給する設備との併設がある場合、それを証明できる資料 (天然ガステーションと天然ガス以外の燃料を供給する設備が含まれた図面や写真等)	
11-7	実績報告日までに賃金引上げを予定されている場合は別紙㉔(賃金引上げ計画の表明書)を添付しているか	
11-8	実績報告日までに地域経済牽引事業計画の策定等を行う場合は別紙㉕(地域未来牽引企業等事業者表明書)を添付しているか	
11-9	実績報告日までにワーク・ライフ・バランス等の推進を行う場合は別紙㉖(ワーク・ライフ・バランス等推進事業者表明書)を添付しているか	
11-10	必要な追加書類	

※該当しない項目にも横棒「－」を記入し、空欄を作らないこと

(別紙⑭)

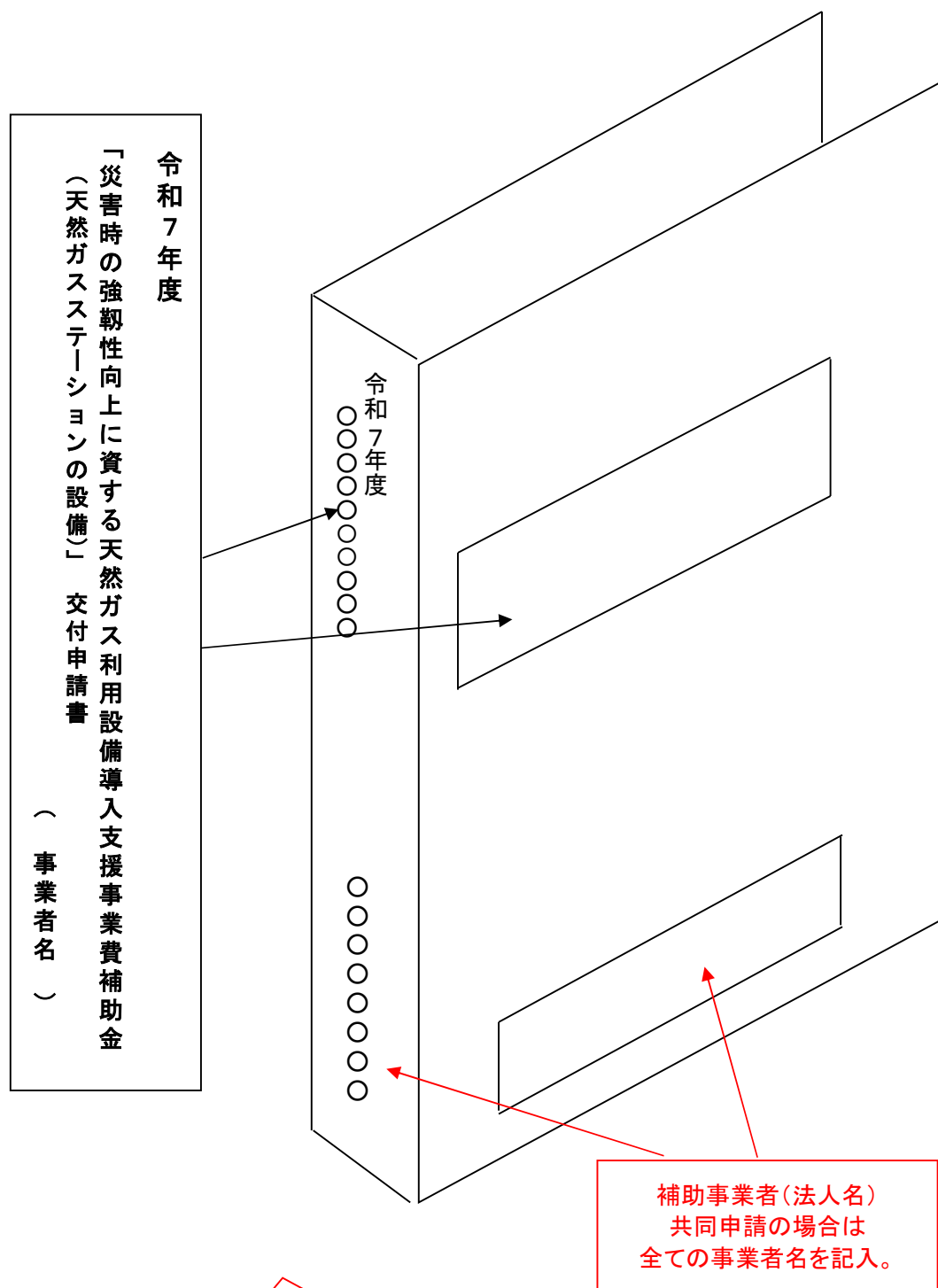
交付申請書 目次

必要に応じて、項目を追加または削除して作成してください

- 1 : 交付申請書 (様式第1-2)
- 2 : 実施計画書 (様式第2-2)
 - 申請金額整理表 (別紙②)
 - 地図
 - 役割分担を示す体制表 (共同申請の場合)
 - 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について (別紙③) (共同申請の場合)
 - 申請者別の資金調達計画について (別紙④) (共同申請の場合)
- I : 発注計画書 (別紙⑤)
- II : 全体配置図、対象設備・機器等の配置図、システムフロー図、配管図、機器仕様書 (更新・増強前後のもの)、更新・増強前の写真、中型天然ガス自動車への対応図面、前年度の燃料充填量が判る資料
- III : 見積依頼書 (別紙⑧-1)、見積書の写し
- IV : 会社情報 (パンフレット、役員名簿 (別紙⑨)、履歴事項全部証明書、財務諸表)
- V : 中圧導管でガス供給を受けていることを示す書類
- VI : その他
 - : リースまたは賃貸借に関する契約書の写し、料金計算書等
 - : 支払委託契約書 (案可) の写し
 - : 発注先選定理由書 (別紙⑫)
 - : 賃金引上げ計画の表明書 (別紙⑬)
 - : 地域未来牽引企業等事業者表明書 (別紙⑭)
 - : ワーク・ライフ・バランス等推進事業者表明書 (別紙⑮)
 - : 自治体との協定書
 - : CNG車普及促進モデル事業や次世代自動車導入加速モデル事業の指定地域として実績がある証明資料
 - : 他燃料供給設備証明資料
- VII : 交付申請時提出書類チェックリスト (別紙⑯)

【参考資料8】

◇ (ST用) 交付申請書ファイリング例



- * A4、2穴のパイプ式ファイル(左右両開きのドッチファイル)としてください。
- * 追加資料添付を考えて少し幅に余裕が有るファイルを選定。
- * 原則、クリアポケット・クリアファイルは使用しない。

◇ 交付申請書ファイリング例

